

＼ 健保と年金 ／

ほっと便



わかやま

新宮市 高田第1自然プール

主な内容

- P2 「ねんきんネット」による年金見込額試算のご案内
- P3 医療費の節約につながる！上手な医療機関のかかり方
 - // 各種申請書は新様式をご利用ください
- P4 (一財)和歌山県社会保険協会 令和4年度の決算報告について
 - // 有田巨峰村ぶどう狩りについて
 - // 社会保険クイズ



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号



「ねんきんネット」による 年金見込額試算のご案内



「ねんきんネット」からお客様ご自身でさまざまな条件を設定いただくことで、将来受け取る老齢年金の見込額を試算できます。

また、「かんたん試算」は、現在と同じ条件で、60歳まで年金制度に加入し続けるという条件を自動設定して、素早く見込額を試算することができます。

The screenshot shows the 'ねんきんネット' website interface. At the top, there are navigation tabs: トップページ, 年金記録を確認する, 将来の年金額を試算する (selected), 通知書を確認する, その他の便利機能を利用する, 各種設定を変更する, and ログアウト. Below the tabs, the main heading is '将来の年金額を試算する'. There is a sub-heading '年金見込額試算の説明 + 開ける'. A text box states: '登録される試算結果は最大で5件までです。6件以上試算を行う場合は、【試算結果一覧を表示】ボタンを押して、一覧から不要な試算結果を削除してください。'. Below this, there are three main steps: 1. 'かんたん試算' (Easy Calculation) with a calculator icon, stating it's for those starting here and assuming 60-year continuation. 2. '詳細な条件で試算' (Calculation with Detailed Conditions) with a checklist icon, listing conditions like future career, income, and pension contributions. 3. '試算結果一覧を表示' (Display Calculation Results List) with a bar chart icon, stating it allows for comparison of results from both calculation methods.

試算方法

かんたん試算	画面のクリックだけで年金見込額を試算できます。(現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を自動的に試算)
詳細な条件で試算	今後の働き方や、老齢年金を受け取る年齢、未納分を今後納付した場合など、お客様ご自身で詳細な試算条件を設定して年金見込額を試算できます。

- 75歳以上の方はご利用いただけません。
- 共済組合加入期間は、試算に制約があります。
- 「ねんきんネット」をご利用いただくためには、ご利用登録(ユーザIDの取得)またはマイナポータルからの連携が必要です。

「ねんきんネット」の登録方法や利用方法については日本年金機構のHPをご確認ください。
右記のQRコードからもご覧いただけます。



● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

\ 協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ /



医療費の節約につながる！ 上手な医療機関のかかり方



医療機関の適切なかかり方を意識することで、金銭的・時間的・身体的な負担を軽減することができます。受診の際は以下の3つのポイントを意識しましょう。

1

「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医とは、日常的な病気の診療や健康相談等ができる身近なお医者さんのことです。

・POINT① 「適切な診療を受けることができる」

継続的に受診すると、病歴や病状、体質などを踏まえうえで一人ひとりの状態に応じた診療を受けることができます。

・POINT② 「特別料金がかからない」

かかりつけ医の紹介状があれば大病院受診の際の特別料金(医科初診の場合7,000円以上)がかからずに、適切な病院の紹介を受けられます。



2

平日の昼間(診療時間内 ※夜間・早朝等加算の対象となる時間を除く)に受診しましょう

休日や夜間、診療時間外に医療機関を受診すると割増料金がかかり、医療費が割高になります。

診療時間外の割増料金

	休日加算 (日曜・祝日・ 年末年始の休診日)	深夜加算 (22時～6時)
初診料	+2,500円	+4,800円
再診料	+1,900円	+4,200円

夜間・休日の受診に迷ったら？

【公益財団法人和歌山県救急医療情報センター】
 ・TEL: 073-426-1199

どの医療機関を受診するか悩んだときは、24時間体制で最寄りの医療機関を案内します。

【こども医療でんわ相談事業 #8000】

お子さまの症状に応じて、医師や看護師が適切な処置の仕方等をアドバイスします。

3

はしご受診(重複受診)はやめましょう

はしご受診(重複受診)とは、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することです。

- ・POINT① 「医療費がかさみ損する」 医療機関を変えるたびに初診料(再診料の約4倍)と検査料がかかる!
- ・POINT② 「同じような検査や投薬が繰り返され、体に負担がかかる」



傷病手当金等の各種申請の際は、 新様式をご利用ください



令和5年1月から傷病手当金等の各種申請書の様式が変更となりました。旧様式で申請すると事務処理等に時間を要する場合がありますので、新様式で申請してください。

新様式がお手元がない場合は、協会けんぽのホームページでダウンロードいただくか、和歌山支部へ郵送をご依頼いただくことでも入手できます。



新様式のダウンロードは
こちらから▲

(一財)和歌山県社会保険協会 令和4年度の決算報告について

会員事業所の皆様には、日頃より和歌山県社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和5年5月に通常理事会、6月に定時評議員会が行われ、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)の事業報告と収支決算について、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告いたします。

● 経常増減の部

経常収益	受取会費	23,355,801円
	受取利息	175円
	経常収益計	23,355,976円
経常費用	事業費	17,768,022円
	管理費	4,832,689円
	経常費用計	22,600,711円
当期経常増減額		755,265円

○ 経常外増減の部

経常外収益	0円
経常外費用	0円
当期経常外増減額	0円
当期一般正味財産増減額	755,265円
一般正味財産期首残高	29,909,342円
一般正味財産期末残高	30,664,607円



※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。一般財団法人和歌山県社会保険協会

新企画

有田巨峰村ぶどう狩り～採れたての新鮮なぶどうを召し上がれ～

この度、福利厚生事業の一環として、当協会と農事組合法人有田落葉果樹生産組合 有田巨峰村 様との間で以下のとおり、入園料(普通コースのみ対象)の補助にかかる覚書を締結しました。

入園の際は、当協会が発行する「フルーツ狩り利用補助券1,000円」を有田巨峰村内の希望する農園へ直接提出し、残りの入園料金(普通コース)をお支払いください。

当補助券の詳細は以下のとおりです。 ※補助券のお申込みは当協会ホームページをご覧ください。

- ★令和5年度の社会保険協会費を納入された会員事業所の被保険者とその被扶養者が対象です。
- ★有効期間は、令和5年8月10日(開園日)から令和5年9月下旬の閉園日までです。
- ★先着100枚とします。 ※申込終了は当協会のホームページでお知らせします。
- ★補助金額は1グループ(入園料「普通コース」2名以上に限る。)の入園で1,000円です。
- ★お申込みは、有効期間内において被保険者お1人様1回とします。
- ★食べ放題コース及び園地で収穫されたぶどう料金には利用できません。

＜有田巨峰村＞

- ★場所等 … 有田郡有田川町川口1054 ※駐車場あり
- ★案内所 … 巨峰村組合事務所 ☎0737-32-4484(期間中のみ)
- ★予約 … 各農園の電話番号等は以下の公式HPをご覧ください。
- ★料金 … (大人) 中学生以上・入園料/普通コース …… 1,000円
(小人) 小学生 …… 入園料/普通コース …… 700円
※普通コースには試食用ぶどう350g付
※期間中は無休、開園時間は朝8時頃～夕方6時頃まで

- 詳細は、有田巨峰村 公式ホームページ <http://www.kyohoumura.com> をご覧ください。



社会保険クイズ

健康保険の被扶養者に関するクイズです。

※**[A]**、**[B]**、**[C]**、**[D]** にあてはまる各数字をお答えください。

被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加等があった場合は、事実発生から**[A]**日以内に事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構大阪広域事務センターへ提出(郵送)します。

被扶養者となるのは、被保険者の**[B]**親等内の親族で、国内に住所(住民票)を有しており(外国において留学をする学生等を除く)、被保険者により主として生計を維持されている**[C]**歳未満の人になります。また、次の1及び2のいずれにも該当した場合です。

- ① 収入要件 … 年間収入が**[D]**万円未満(60歳以上または障害者の場合は年間収入180万円未満)かつ、同居の場合は被保険者の収入の半分未満、別居の場合は被保険者からの仕送り額未満になります。
- ② 同一世帯の条件 … 配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母等の直系尊属は、被保険者と同居している必要はありませんが、これらの方以外の**[B]**親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子は同居が条件になります。

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、令和5年9月30日(土)(当日消印有効)までに下記あてご応募ください。

正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

